

はじめに

再審法の改正がいよいよ具体化しつつある。2026年2月2日、法制審再審部会は、前年4月から18回にわたる審議の結果を取りまとめ、同月12日、法制審総会は、再審部会の取りまとめどおり、改正の「答申」を承認した。同月召集の特別国会において、内閣が法案を提出することが見込まれている。ここに再審法というのは、刑訴法における再審に関する諸規定およびそれに関する他の法令の規定の総称である。

本書は、再審法の改正をより良いものとすることを目指して、再審の制度および運用について、共同して、また、各々、研究を続けてきた執筆者が、とくに重要な論点に焦点を合わせて、理論的検討を行うものである。このとき、法制審「答申」およびそれに含まれる「要項（骨子）」の内容について批判的に吟味し、これらの問題性および限界を明らかにしている。

再審法の「より良い」改正とはどのようなものか。これは、再審の制度および運用の現状をどのように認識したうえで、改正の目的をどのように設定するか、遡って再審の目的をどのように理解し、刑事司法全体のなかで、再審制度をどのように位置づけるかによって決まる。本書の執筆者は、以下のような認識および理解を共有している。

誤って有罪を認定し、人に刑罰を科すことは、国が正当な理由なくして、人の重要な権利を奪うことにほかならないから、決して許されない。誤判は、このうえない人権侵害であり、不正義である。それゆえ、誤判が生じないよう、刑事司法の制度を構築し、制度を運用しなければならない。しかし、誤判を完全に防止することはできない。誤判の可能性を否定することはできないのである。

たんに可能性があるにとどまらず、現実には、誤判は存在する。それは、雪冤を果たした過去の誤判事件の数々が示すところであるし、これらの事件が明らかにした誤判原因が、なお解消されていないことからいえることである。連日・長時間にわたる孤立無援の状況下での取調べによる過酷な自白追及、無罪

証拠を軽視した公訴提起、無罪につながる重要証拠の不開示、科学的証拠の評価の誤り、自白を重視した有罪認定など、誤判を生む要因は、数次にわたる刑事法の改正を経ても、なお残存している。

被疑者・被告人黙秘・否認すると、裁判所がそのことを勾留・保釈の判断において不利に扱うという実務が定着しており、その結果、黙秘・否認した被疑者・被告人が身体を拘束されやすく、勾留が長期化することになるので、裁判所が意図しているわけでないにせよ、被疑者・被告人が身体拘束を免れるため、あるいは解放されるために、黙秘・否認を断念し、自白しなければならないという強い圧力にさらされるという「人質司法」とも呼ばれる実務は、いまでも厳然と存在している。「人質司法」のなかで、虚偽の自白をせざるをえなかった被疑者・被告人がいることは、否定できないであろう。また、SBS（揺さぶられっ子症候群）に関する無罪事件が、有罪からの逆転も含めて続いている。このことは、科学的根拠による事実認定がなお十全なものではないことを示している。「もはや誤判はない」とはいえないのである。

再審は、誤判を発見し、是正することによって、無辜を救済することを目的としている。誤判は決して許されないにもかかわらず、刑事司法が誤判を完全に免れることができないことから、再審は、刑事司法において決定的に重要な役割を担っている。再審が有効に機能することによってこそ、刑事司法の全体としての健全性が保たれる。

しかし、現在、再審の制度および運用は、様々な深刻な問題をはらんでいる。このことは、本書第2章「誤判事件が示す再審法改正の立法事実」が示すとおりである。多くの深刻な問題があるということは、再審が誤判の是正・無辜の救済という機能を十全に果たしていないということを意味している。そうであるならば、再審法の改正の目的は、再審の制度および運用がはらむ問題を立法事実として正しく捉え、それらの問題を解消することによって、迅速で確実な誤判の是正・無辜の救済に向けて再審の機能を強化することではない。

ところが、法制審「答申」に含まれる「要綱（骨子）」は、再審の機能を強化することにつながらない、むしろ機能を低下させるおそれのある提案を含んでい

る。再審の制度および運用がはらむ深刻な問題の多くを残存させるのである。その結果、誤判が発見・是正されないまま残され、無辜が救済されないままに終わることとなる。

本書の執筆者は、以上のような認識および理解において一致している。本書各章においては、各執筆者が、法制審再審部会の具体的な議論を踏まえつつ、法制審「要綱(骨子)」のどこに、どのような問題ないし限界があるのかを明らかにしたうえで、再審の機能を強化するためにはどのような改正がなされるべきかを論じている。

本書の企画から出版までのスケジュールは、法制審「要綱(骨子)」に基づく法案の早期の国会提出が見込まれるために、たいへんタイトなものとなった。困難な条件にもかかわらず、執筆者が本書の作成を決めたのは、再審法の改正をより良いものとしたいという思いを共有していたからである。法律文化社編集部の中村有美子氏には、企画の具体化から執筆、校正、完成に至るすべての過程の編集作業を迅速に、しかし確実に進めていただいた。感謝申し上げます。

2026年3月31日

葛野尋之

【追記】 2026年4月22日現在、法制審「要綱(骨子)」に基づく内閣提出法案(閣法)は、いまだ国会に提出されていない。3月24日から、自民党の法務部会・司法制度調査会の合同会議が、4月15日までに9回にわたり、法案の事前審査を続けている。合同会議においては、再審議連の中心メンバーその他多数の議員が、法案に対して厳しい批判を続けている。批判の焦点は、法案が再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止していないことである。議論は紛糾し、法案提出の目処が立たない状況が続いている。自民党内での厳しい批判の広がりを受けて、法務省は法案の修正を余儀なくされた。報道によれば、目下の修正案は、本則にではなく、「附則」において、検察官は開始決定に対する不服申立をしてはならないとしたうえで、開始決定を取り消すべき「十分な理由」がある場合はこの限りではない、とするもののようである。しかし、この修正案に対しても、「十分な理由」がある場合とはどのような場合をいうのか不明確であり、不服申立を「制限」する実効性に欠けるとの批判がなされており、全面禁止すべきとの意見はなお強い。目下のところ、合同会議での合意形成の見通しは立っていない。法案提出はさらに遅れそうであり、今次特別国会における可決・成立は難しいとの見方も示されている。